慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | サンヤコブ 十八世紀フランスにおける王権と夫役 |
| Sub Title | Pierre de Saint Jacob; 'La corveé royale en France à la fin de l'Ancien Régime' (Information historique Mars-Avril 1953) |
| Author | 渡辺, 國廣 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1965 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.1 (1965. 1) ,p.74(74)- 77(77) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19650101-0074 |
| Abstract | |
| Notes | 書評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650101-0074 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 書評

## サンヤコブ『十八世紀フランスにおける王権と夫役』

Pierre de Saint Jacob, 'La corvée royale en France à la fin de l'Ancien Régime' (Information historique, Mars-Avril 1953, p. 43—46).

渡辺國廣

### 一

十六世紀にはいり王権が伸長し、それにともない道路網を全国的に整備しようという要請が起った。シュリーとコルベールはこの問題の最初の有力な推進者であり、二人はこれについて有償労働の原則を主張した。事実一六八三年にそのための政府支出は四二五、〇〇〇リーブルに達したという。今や道路工事は農村の貧困者にとって豊かな生活源となった。そうしたなかにもこれを夫役として無償化しようとする動きのあったことを忘れることができない。かつて夫役は領主の独占するところであった。今やこの体制に変化が起った。領主以外の者の間で夫役の組織的利用が考えられるにいたったのであった。しかしこれは十八世紀の初頭まで実現をみなかった。緊急必要な際に例外として起ったにすぎない。夫役労働が王の手で徐々にその形を備えるにいたったのはルイ十四世の死後であった。サンヤコブ氏の近作はそれがいかなる経過のなかで実現されたか、またこの過程でいかなる利害の対立が起ったかについて論じている。十八世紀のフランスで王は農村を梃子に権力の拡充を期するわけだが、具体的にどうなのか。問題を一般的に展開した場合、氏の関心もこうした提題に答えることにあった。そしてサンヤコブ氏は夫役利用という観点からこの問題に接近しようとする。意外にもそうした試みはこれまでにない。断片的な扱いにとどまった。小論ながら貴重である。

### 二

王もまた夫役制の導入について真剣に考えた。サンヤコブ氏の近業によりながら追ってみるとしよう。

| 年代 | 事項 |
|---|---|
| 一七二六 | ○ソワソン知事のオルリは道路工事のため夫役労働を利用した。 |
| 一七二八 | ○ブルゴーニュでは道路工事を夫役労働によった。<br>○メッツの評議会は夫役労働を監督のため係官を置いた。 |
| 一七三一 | ○シャンパーニュでは夫役の監督に必要な係官を任命した。 |
| 一七三三 | ○ブレスの評議会は道路修理のため隣接の諸村に対し夫役の提供を求めた。 |
| 一七三七 | ○シャロン界隈の村々は不当に夫役を強要され、このため疲弊してしまった。王は徹底的な調査に乗出した。<br>○王は知事に対し覚書を送った。夫役はラブルール、マヌブリエ、フェルミエ、メタイエに課さる。年間で三〇日を限度とした。夫役の負担は一二歳以上の子女にまで及ぶ。 |
| 一七三八 | ○王は全土に指令を発し、夫役の負担者を三里四方から召集できた。しかし運搬夫役については四里四方から召集が可能であった。知事の権限が再強化さる。もはや日数に何の制限も設けない。注意すべき点は貨幣代納によって夫役の負担を断じて回避できないという指示であった。 |
| 一七四〇 | ○夫役の負担は増した。オーストリア継承戦争が原因であった。不満が強く、知事は年間に二〇日で断念した。 |
| 一七五六 | ○七年戦争により夫役の負担は増大した。村の上層者の間で改革を求める声が高まって来た。貨幣代納を願う。 |
| 一七五七 | ○カンでは夫役について貨幣代納を断行した。フォンテート知事によれば、貨幣代納を認めた場合、取扱いが公正で単純になるというのであった。ルアンの高等法院はこれに強く反対した。 |
| 一七六二 | ○リムザンで知事のチュルゴーは夫役の貨幣代納化を企図した。彼によれば、それこそが道路工事のため迅速かつ低廉な方法であった。しかし実施は見送られた。 |
| 一七六六 | ○リモージュ管区では夫役について貨幣代納を認めた。 |
| 一七七六 | ○チュルゴーは一挙に夫役を解消しようとした。これは後々まで大きな影響を残した。一七七四年チュルゴーは総監となり、夫役の全面的解消を企図した。彼は夫役のためラブルールが本来の仕事から離れることを苦慮、たとえ賃金が支払われる場合でも夫役が有害であるとして断定した。<br>○ネッケルは夫役を廃止し、村で貨幣代納を認めた。土地を持たない人々にとっては夫役の負担は負担であるとしてもしかし夫役の負担は負担であるとしてもしかし夫役の負担は負担であるとしてもしかし

○カロンヌでは夫役を貨幣によることに改む。知事は村落ごとに金額を指示、徴税人が各自に振当てた。

一七八一　○夫役をめぐり各地で反論が高まって来た。チュルゴーの改革案は反骨精神を盛上げる大きな契機とさえなっていた。ブルゴーニュの知事はそう告白するのであった。

一七八五　○獣疫で役畜が多数倒れ、夫役の遂行について困難が増した。こうしたなかで貨幣代納を求める声が高まっていった。

一七八六　○夫役の問題で特権階級に負担が及ぶということになってはならない。王はかかる配慮を強要された。

一七八七　○ブリアンヌは夫役について貨幣によることにした。その額はタイユの六分の一を越えてはならない。これに対しパリの高等法院は一〇分の一を限度とした。ブルターニュではブリアンヌの指示に従わず、実施を見合わせた。

一七八八　○夫役の問題でブルゴーニュはブリアンヌの指示による。

○ブルノーブルの高等法院は特権階級が一七八六年王に対し要望したことに強く反対であった。ペサンソンの高等法院も同じ。

## 三

かつて夫役は領主の独占するところであった。かかる体制を打破し、夫役を公共土木事業に利用しようという動きが王権の伸長と共に活発化した。道路建設の必要が起った時、夫役に対する関心はいよいよ高まっていった。今や夫役制の拡充は争われない。この過程についてサンヤコブ氏は二期に分つ。一七二六年から一七三六年までの間が第一期で、夫役制は真先に知事の手で新目的のため具体化された。この段階で夫役制は単に地方的な制度にとどまり、その実施に際しては知事の恣意が大きな影響力を持った。サンヤコブ氏によれば、無政府状態が続く。夫役の負担は年間で四〇日から五〇日に及んだ。一七三七年以降になって王の手で夫役制が全土的に拡充されることになった。第二期の開始である。注意すべきは王の干渉が知事の専横を規制すべく打出されたことにあった。真先に王は夫役の負担者をラブルール、マヌブリエ、フェルミエ、メタイエに限定した。そして貨幣代納を願う声を断乎として斥けてしまった。夫役の負担者には貨幣がなく、従って彼の腕だけを頼りにしなければならない。王の決意はかかる認識から発した。しかしその真意は別のところにあったとみるべきか。王は夫役によって村の誰もが平等に公共土木工事に参加することを願ったのであった。王の指示の前に誰もが平等でなければならない。王は財産による差別を嫌い、これを極力避けようとしたのであった。この段階で夫役の負担はむしろ強化されていった。日数について特別の限定を破棄する。王の下で夫役が登場した時、人格に付属するものと信じられた。しかしそのことで夫役を労力提供に一元化したことはやがて大きな物議をかもす原因となった。

夫役制が王の手で整備される過程で問題は貨幣代納を求める声にどう対処するかにあった。サンヤコブ氏はこの過程について追い、それがいかなる利害の対立のなかで進行したかを示そうとした。氏によれば、チュルゴーの改革はかかる問題の展開で発火点となった。チュルゴーは夫役の徹底的解消を企図、受益者負担という方向を強く打出すことにすべてをかけた。道路が整備された時、受益者は地主にほかならない。道路工事で資金が必要ならば、受益者負担ということで土地財産に対する課税によるべきである。チュルゴーは財産に対する課税に夫役の問題を埋没しようとしたのであった。しかし反対され、彼は失脚した。これに対しネッケルは夫役ということで諸利害を一律に扱うことに大きな疑問を感ずる。夫役という時、貨幣代納も差支えないのではないか。負担者に選択権を認めるべきである。負担者それぞれの立場の違いを重視しなければならない。彼はこう論じ、早くより貨幣代納ということで労力提供の負担から脱出することを願っていた上層農の要求を擁護することになった。そして大勢としては夫役負担者のなかで上層部に加担するという方向で問題の解決がはかられていった。急速な貨幣転換が起った。しかし夫役は依然として人格に付属する。転換が起った時、王の手でタイユの一定割合ということに決着をみたにすぎない。夫役ということでもはや労力を提供することはない。しかしその時、タイユは増額されることになってしまった。王はタイユを増額し、そのことによって夫役で労力を召上げるという体制にかえた。特権者には決して負担が及ばない。同時にそうした要望も強く打出されていた。しかしこれに対しては反論も大きく、サンヤコブ氏によれば、チュルゴーの改革思想はその精神的支柱となった。